

マイホームをお考えの子育て世帯の方へ

まちなかのマイホーム取得に

(戸建て・マンション)

最大 **50万円** を補助します

水戸市子育てまちなか住宅取得補助金

水戸市では、まちなかのにぎわいの創出及び地域コミュニティの維持・形成を図ることを目的に、子育て世帯のまちなかへ住宅取得を支援します。

対象となる方

- ▶ 令和2年4月1日以降の契約により、対象区域に住宅を取得(新築または購入)し、居住する方
- ▶ 住宅の取得に係る契約日において同一世帯に中学生以下の子どもがいる方
- ▶ 今後、その住宅に10年以上居住する方
- ▶ 市税の滞納がない方 等

対象区域

※詳細は裏面へ

三の丸、五軒、新莊、常磐小学校区の一部

申請期限

住宅取得日(所有権保存日)から1年以内

- ▶ 申請は**毎年度4月から11月末まで**です。ただし、予算がなくなり次第受付を終了します。
- ▶ 申請前に住民票の異動、所有権保存登記の完了が必要となります。

補助金額

基本額と加算額あわせて**最大50万円**

◆基本額◆

基本額	住宅及び土地の取得費用×2% 最大 30万円
-----	----------------------------------

+

◆加算額◆

多子世帯	中学生以下の子どもが3人以上いる場合 3人目以降1人につき5万円加算
空き地 空き家 中古住宅	空き地や空き家・中古住宅を取得した場合 10万円加算

空き地、空き家・中古住宅の詳細はお問い合わせください。

金利優遇

指定商品で金利の優遇が受けられます。

住宅金融支援機構 フラット35	5年間 ▲0.25%
--------------------	---------------



★水戸市都市計画部住宅政策課(市役所5階513番窓口)

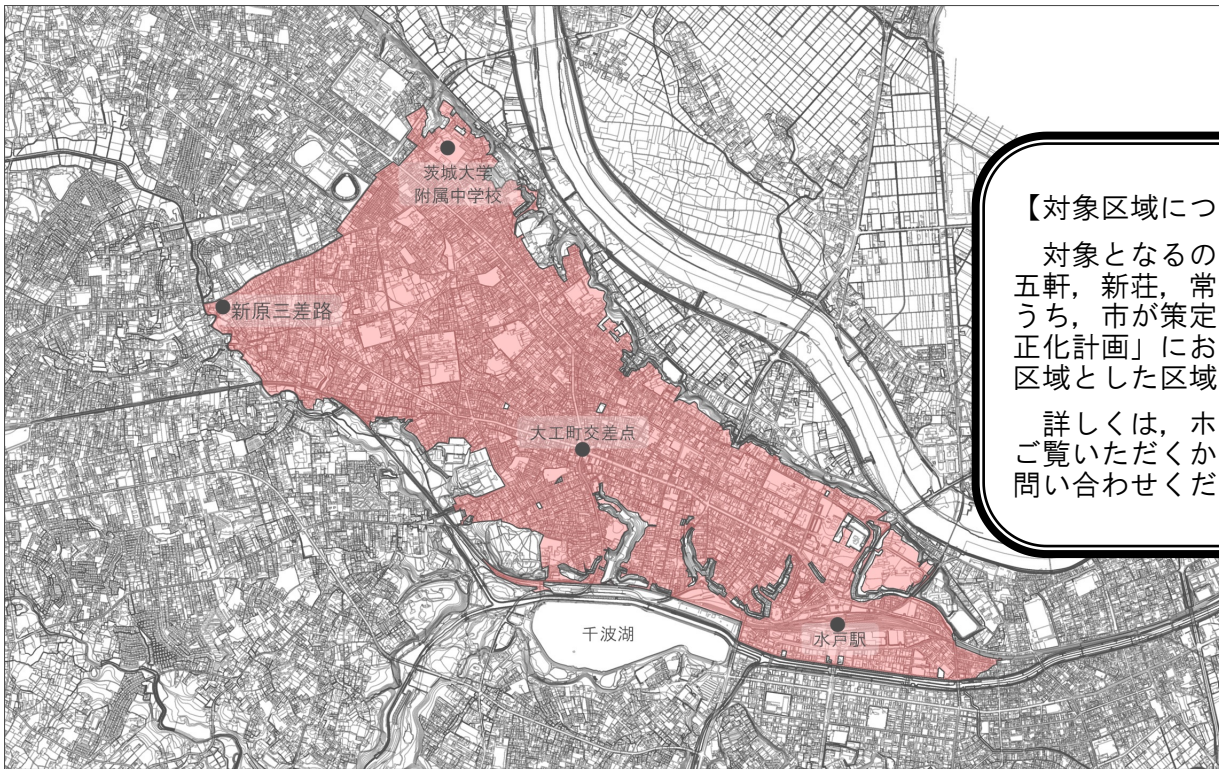
☎ 029-232-9222

✉ sumai@city.mito.lg.jp

水戸市 まちなか 補助金



◆ 対象区域 ◆

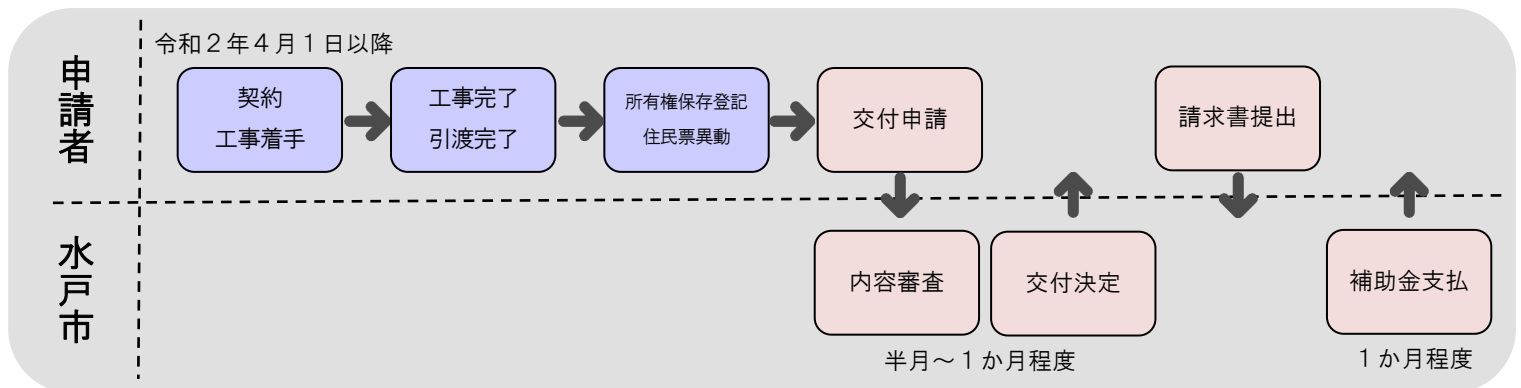


【対象区域について】

対象となるのは、三の丸、五軒、新荘、常磐小学校区のうち、市が策定した「立地適正化計画」において居住誘導区域とした区域です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。直接市へお問い合わせください。

◆ 手続きの流れ ◆



◆ 必要書類 ◆

◆ よくある問合せ ◆



- 交付申請書(様式第1号)
- 居住する全ての者の住民票の写し
- 住宅(土地の取得がある場合は住宅および土地)の取得に係る契約書の写し及び領収書の写し
- 住宅の登記済証または登記事項証明書
- 住宅の平面図の写し
- 市税の完納証明書または確認同意書(別紙1)
- 誓約書(別紙2)
- 相手方登録申請書
- 振込口座番号が確認できる通帳またはカード
- その他市長が必要と認める書類

※空き地、空き家・中古住宅加算を申請する方は、別途書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

Q: 交付申請はどのように行えばよいですか。

A: 必要書類をご用意の上、市役所本庁舎5階の住宅政策課の窓口にお越しください。

Q: 所得制限はありますか。

A: ありません。

Q: 建物または土地の全部が対象区域になければ対象外ですか。

A: 建物の一部が対象区域にあれば対象とします。

Q: 市外からの転入、市内からの転居、建替えは対象ですか。

A: いずれも対象となります。

Q: 工事請負(売買)契約日には夫婦のみ世帯でしたが、その後子どもが生まれた場合は対象ですか。

A: 対象外です。工事請負(売買)契約日に中学生以下の子どもがいることが要件です。